

富山県立大学大学院工学研究科教務委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学大学院に工学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 工学研究科の教育課程及び授業に関すること。
- (2) 工学研究科の試験及び単位認定に関すること。
- (3) その他工学研究科の教務の実施に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 富山県立大学大学院工学研究科長
- (2) 工学研究科の専攻ごとに選出された委員 2 人（うち 1 人は教授とする。）
- (3) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議は非公開とする。

5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学大学院教務委員会のうち、専攻ごとに選出された委員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 28 年 4 月 1 日までとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。